

# 光市医師会報

平成 13 年 6 月号

No. 344



あじさい苑 (光市)

光市医師会

**平成13年6月度定例理事会**

日時：平成13年6月13日（水）

午後7時30分～

場所：光市医師会事務局

議題：

**I. 報告事項**

- (1) 互助会郡市支部長会議及び医師連盟執行委員会の報告

(松村副会長)

- (2) 郡市保険担当理事協議会の報告

(吉村理事)

- (3) その他

**II. 協議承認事項**

- (1) 6月度光市医師会月例会と学術講演について（7月3日）

(山本理事)

- (2) きらら博参加日程について

(9月9日)

(梅田理事)

- (3) 休日診療所関連事項について

(前田会長、光武理事)

- (4) 三師会運営について

(会費、行事日程)

(前田会長)

- (5) その他

**I - (1)**

日時：平成13年5月24日（木）

場所：山口県医師会館

**山口県医師互助会・支部長会**

**①承認事項**

- (1) 平成12年度山口県医師会互助会事業報告
- (2) 平成12年度山口県医師会互助会決算について

**山口県医師連盟執行委員会**

**①協議事項**

- (1) 平成12年度決算について
- (2) 平成13年度医政活動費について  
本年度は参議院選挙対策として、活動資金が不足している郡市には特例的配分を追加予定している
- (3) 参議院選挙対策について

**I - (2)**

**郡市保険担当理事協議会**

日時：平成13年5月31日（木）

午後3時～5時

**1. 平成13年度山口県社会保険医療担当者指導計画について**

〈個別指導における主な指摘事項〉



### 1. 診療記録の記載等に係る事項

- (1) 傷病の転帰および転帰年月日を記載し、傷病名の整理を行うこと。
- (2) 特定疾患療養指導料等を算定する際には、指導内容の要点を診療録に記載すること。
- (3) 診療録の記載が不十分な例が見られるので、記載の充実に努めること。
- (4) 診療録は鉛筆で記載せず、ペンまたはボールペンで記載すること。
- (5) 問診票を定期的に作成し、診療録に添付すること。
- (6) 診療録に保険証のコピーを添付することは、プライバシーの問題があるので改めること。
- (7) 診療録の記載は、第三者にも判読できるよう丁寧に記載すること。

### 2. 診療内容に係る事項

- (1) 診断根拠に乏しい傷病名、安易な疑い傷病名が見られた。
- (2) 傷病名に症状が記載されていた。検査のためのレセプト病名がみられた。
- (3) 検査は、自覚症状・他覚的所見から、その必要性が明確な場合に段階を踏んで実施すること。
- (4) 画一的なセット検査を避け、必要最小限度に行うこと。

- (5) 検査と病名の適応に留意すること。
- (6) 傷病名からみて必要性のないまたは必要性に乏しい検査・注射がみられた。
- (7) 内服と注射の併用は、適応を選んで行うこと。
- (8) 注射の散発的投与は、治療効果として疑問である。
- (9) 薬剤の適応、用法、用量に留意すること。薬事法の承認事項を遵守すること
- (10) 長期漫然投薬が見受けられるので、必要性等に留意すること。

### 3. 診療報酬の請求に係る事項

- (1) レセプトを提出する際には、保険医が診療録との突合・点検を十分に行うこと。
- (2) 診療録とレセプトとの傷病名、診療内容の不一致。診療報酬の算定誤り。
- (3) 厚生大臣が定める疾患が主病でない患者に特定疾患療養指導料を算定していた。
- (4) 入院診療計画、院内感染防止対策の算定要件を満たしていない場合は、入院基本料を減算すること。

## 平成13年度社会保険医療担当者

## 指導計画

(保険医療機関及び保険医(医科))

## 1 目的

保険医療機関及び保険医に対し、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定める保険診療の取り扱い、診療報酬等に関する事項について指導を行い、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

## 2 指導形態

## (1) 集団指導

保険診療の取り扱い、診療報酬請求事務、診療報酬の改定内容、過去の指導事例等について講習、講演等の方法により行う。

## (2) 個別指導

(厚生省との特定共同指導を含む)  
指導月以前の連続した2ヶ月のレセプトに基づき、診療録その他の関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により行う。

## 3 指導対象保健医療機関の選定

## (1) 集団指導

- ①医療機関コードの下1桁が偶数の保険医療機関
- ②平成12年8月から平成13年6月までの新規指定の保険医療

## 機関

## ③大学附属病院

## (2) 個別指導

次の①から⑨に該当する場合は、「山口県指導対象保険医療機関等選定委員会」において選定する。

ただし、②については、「山口県指導対象保険医療機関等選定委員会」に報告とする。

- ①支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は、診療報酬の請求に関する情報に基づき、個別指導が必要と認められた保険医療機関
- ②個別指導の結果、「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関
- ③監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関
- ④医療監視の結果、問題があった保険医療機関
- ⑤検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ⑥他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ⑦会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ⑧1件当たりの点数が高い保険医療機関



⑨臨床研修指定病院、大学病院、特定機能病院等の保険医療機関

⑩新規指定保険医療機関

#### 4 指導の実施

指導大綱、指導大綱関係実施要領及び医療課長通知等に基づき実施する。なお、指導にあたっては県医師会と協議のうえ円滑な実施を図るものとする。

#### 5 指導の日程

##### (1) 集団指導

平成13年12月13日（木）山口市

平成14年1月17日（木）山口市

平成13年10月28日（日）新規指定の保険医療機関

##### (2) 個別指導

平成13年9月27日（木）徳山地区

##### (3) 特定共同指導

平成13年6月21日（木）～22日（金）

選定基準（個別指導）

#### 1 指導対象保険医療機関

##### (1) 選定項目

① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報に基づき、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関

② 個別指導の結果、「再指導」であ

った保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関

③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関。

④ 医療監視の結果、問題があった保険医療機関

⑤ 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関

⑥ 他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関

⑦ 会計検査院の実地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関

⑧ 1件当たりの点数が高い保険医療機関

⑨ 平成12年8月から平成13年6月までの新規指定の保険医療機関

##### (2) 取り扱い

①の支払基金等からの情報について審査録により査定回数、返戻回数、問題点として指摘された審査所見、文書指導により評価を指数化し、類型区分別に評価点の高い保険医療機関順とする

⑧の1件当たりの点数が高い保険医療機関について

類型区分別に、県平均に比して高い保険医療機関順とする。

## 2 指導対象保険医療機関数

保険医療機関総数の4%程度とする。

(診療所49件、病院6件)

## 3 選定対象から除外する

保険医療機関

(1) 平成12年度に個別指導を実施した  
保険医療機関

(2) 平均件数が10件未満の診療所であ  
る保険医療機関

(3) 平均件数が30件未満の病院である  
保険医療機関

(4) ⑧の1件当たりの点数が高い保険  
医療機関については、平成11年度  
又は平成12年度に個別指導を実施  
した保険医療機関

ただし、特に個別指導を必要と認める  
保険医療機関を除く。

## 4 その他

### 類型区分

#### (1) 病院

- ① 一般病院
- ② 老人病院
- ③ 精神病院
- ④ 臨床研修指定病院、大学附属病院、  
特定機能病院

\*一般病院および老人病院において、  
複数の病棟がある場合については、  
許可病床数の多い区分とする。

## (2) 診療所

- ① 内科(主として人工透析を行う内  
科を除く)
- ② 内科(主として人工透析を行うも  
の、内科以外も含む)
- ③ 精神・神経科
- ④ 小児科
- ⑤ 外科
- ⑥ 整形外科
- ⑦ 皮膚科
- ⑧ 泌尿器科
- ⑨ 産婦人科
- ⑩ 眼科
- ⑪ 耳鼻咽喉科

## 2. 平成13年度生活保護法に基づく 指定医療機関の個別指導について

### 1 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護  
者の処遇の向上と自立助長に資するた  
め、法による医療の給付が適正に行わ  
れるよう制度の趣旨、医療扶助に関す  
る事務取り扱い等の周知徹底を図るこ  
とを目的とする。

### 2 対象

(1) 次の区分により、それぞれ選定す  
ることとし、ひとつの福祉事務所  
において対象となる医療機関が複  
数ある場合は、4医療機関までと  
する。



ア 精神病院  
基本的に3年に1回の周期で実施する。

イ 一般病院、診療所  
次の①～③の手順で選定する。

① 各福祉事務所で委託患者数が多い医療機関を抽出する。

② ①の中から、県厚生課で次の通り抽出する。

(ア) 一般病院…委託患者が概ね月平均20人以上いる病院

(イ) 診療所…委託患者が概ね月平均10人以上いる診療所

③ ②の中で平成元年度以降において個別指導の対象となった医療機関を除外する。

(2) 上記の基準のほか、特に福祉事務所から個別指導の要望があった医療機関を選定する。

3 平成13年度対象予定医療機関  
21医療機関とする。

4 個別指導の内容

個別指導は、被保険者の処遇が効果的に行われるよう、福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保険者の医療給付に関する事務及び、

診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。

5 個別指導の方法

(1) 県厚生課職員及び福祉事務所職員が実地に医療機関を訪問して行う。

(2) 実施時期は概ね10月から2月までの間とし、対象医療機関に対しては1ヶ月前に通知する。

(3) 訪問時間は概ね1時30分から午後4時までとする。

3. 第2回保険委員会の報告

(3月15日)

4. 第2回社保国保審査委員連絡委員会の報告(2月1日)

5. 医療保険関係団体九者連絡協議会の報告(2月6日)

6. 郡市医師会からの意見および要望

7. その他

I-(3) その他

① 混合診療について

保険診療は医療に直接関わる部分は保険によるすべてをカバーすることを

原則とし、保険診療と保険外診療（保険でみとめられていない診療行為）の混在を認めていない。したがって、保険では認められていない診療が一部でも入ると、診療全体が保険外診療となり、その費用はすべて患者または医療機関が負担しなければならない。保険診療において患者に負担を求めることができるのは、法令で定められている一部負担金、患者自身の選択による一部医療（特定療養費）等に限られる。

《患者に負担を求めることができるもの》

- 1) 一部負担金
- 2) 薬剤一部負担金
- 3) 入院時食事療養費における自己負担
- 4) 特定療養費における差額
- 5) 一般の診断書料、出産育児一時金・出産手当金に係る証明書料
- 6) 薬剤の容器代（患者が希望する場合）
- 7) 喘息の吸入用剤施用のための小型吸入器代（患者が希望する場合）
- 8) 往診、訪問看護等に要する交通費
- 9) 薬剤の紛失、破損による再交付代

- ② 周南医学会の演題を出してほしい  
(前田会長)

## II-(5) その他

- ① ケアマネージャーの集い

- ② 山口県医謡会

6月17日 松原屋



**メディカルエッセイ**

山口県医謡会

河内山医院

河内山 清

6月に県医謡会が松原屋広間でありました。

光市、柳井市合同の引受で、医師、家族の謡曲、仕舞同好者の発表会、懇親会です。時には舞囃子も入ります。山口、宇部、防府、徳山、光、柳井に支部があります。今回は学会その他の催しと重なり、参加が少なかった様ですが、その分皆様が張り切って謡われ、中身の濃いキツイ盛会になった様に思います。

日本古来の芸事の人口は、次第に減って来て居る様です。謡曲も例外ではなく、むしろその最たるものかもしれません。若い人はボランティアとか賑やかなイベントとか、ITとか、なかには包丁を振りまわすことに興味を持つ人とかが居たりして、今から謡曲を習い始めようなんて人を探すのは木に登って魚を探し求める様なものだろうと思います。

前田会長が、少し宣伝してみてもどうですかと云って下さいました。最近、改革だ変人だてのが人気があります。流行です。光市医師会の会員の先生方



の中に、改革大好き、Uターンして室町時代の文化にかえてみようかという様な変人先生は居られないものでしょうか。若し居られましたら千円でも一発OKの契約金を出すくらいの用意はして居ります。宝くじに当たる迄ほんの少しの間待つて貰うことになるかも知れませんが…。

今は医者も聴診器を聞くより情報を聞き、患者さんの胸を叩くよりパソコンをたたき、ムズムズキムキ痒いところをかくより字を書く事の方が要求されて居ります。馬車馬みたいに追われっ放しの毎日です。だからこそ自分の好きなことをして息抜きしガス抜きしてストレスに押し潰されない様になければ、身が持ちません。そう云う自然のもよおして皆様各人各様の趣味を持って居られることと思います。

県の医謡会も来年で還暦を迎えます。昔は会員数も多く、お年を召された先生方も意気軒昂、壮士風、古武士風の勇猛さで、その謡い声は百雷の一時に鳴るが如くどろどろと響きわたり、す

さまじい気合が会場に満ち満ちて居りました。

光市からも故大谷先生ご夫妻、前田俊男先生ご夫妻、高島、大野先生等が参加され、首に縄を付けて引っぱられて行った若僧の私なんかは隅の方にかくれて震えて居たものです。

懇親会では何時も大谷、前田両先生の大天勝小天勝一座の手品芸が酔っ払った連中を煙に巻きくやしがらせて居られました。その伝統を受け継いで今回も藤村先生がマジックを披露されました。うまく出来た時よりも、ポロリとボロが出たときの方が拍手が多かったのは何時もの通りでありました。

ついでにご紹介しますが、藤村先生は不思議なご縁でこの道に入られ、謡曲よりも囃子方の方に興味を持たれ、初めは笛吹き童子などと云ってひやかして居りましたが、人間国宝杉市太郎、杉市和両先生に師事され、年に十回も京都まで稽古に通われ、好きこそもの上手なれ、その甲斐あって今では玄人の囃子方、シテ方を相手に能管(笛)を吹かれ、少しもひけを取らない程の腕前になりました。素人でこの様なことは滅多に出来るものではないのです。

謡、仕舞、舞囃子、能が好きで一番熱心なのは前田先生でした。鞆持ち、

金魚の糞でよくあちこちについて廻り勉強させて戴きました。大野先生は節廻しにとらわれない自由闊達変幻自在な大野流謡曲の家元です。但し家元一人だけで、弟子が居た様には聞いて居りません。

私は友人の勧誘ではじめましたが、今の家元の先々代の観世左近の謡を聞き、その勇壮、重厚で滋味あふれる迫力に惚れ込んだのが運のツキ、以来四十数年、一時は随分入れ込んだ時期もありましたが、今ではよぼよぼで気力も体力もなく仕方なしにつき合っていると云うのが本音です。

能楽では幽玄(宇宙の根源の力と根源の気迫と美学)と云うことが云われます。舞台上でためされ秤にかけられるのは心の量と質です。舞ったり謡ったりするのは手足や声帯や脳味噌ではなくハートです。幽玄は目では見えません。耳では聞こえません。目耳の奥にある、目耳を超えた受容体が必要になります。この受容体の大スクリーンに映る心の風景はかなりすばらしいものであろうと思います。

私は之を目で見ますから先ず退屈しそれから快い眠りに誘い込まれ終了の拍手の音でびっくりして目を覚まします。あーアよく眠った。両手をつき上げ背伸びをして大欠伸。しまったと思



ったが時既におそし。周りから非難と軽蔑の矢が体中につきささって金縛り。

ああトイレに行きたいのに。之を弁慶の立ち往生と申します。そう云えば今終ったばかりの能は舟弁慶だったっけ。

6月17日午前中から広報係の兼清先生が写真を撮りに来て下さいました。日曜日の黄金の時間帯を無駄遣いさせては申し訳ないと思い、ご用がお済になりましたらどうぞ何時でも、と申しましたら、どんなもんかも少し見て帰るといわれましたが、果たしてどの様な印象を持って帰られたでしょうか。何の芸でもそうですが、素人の演技を見てもあまり感銘しません。プロの芸でなければ、なかなか人の心を打つ所までは参らぬ様です。

前田会長は何かご用がおありの様でしたが、差し繰って懇親会へ来られて引受地会長挨拶をして下さいました。その上医師会よりの協力援助して金一封を頂戴しました。厚くお礼申し上げます。私は父の背中を見て育ったはずだが、どうも謡にはなじめず苦手であると云われました。そう云えば医謡会でも二世は二人位しか居りません。私の家も勿論そうです。口には出しませんが、おやじの悪声に悩まされて居たのでしょうか。然し前田会長の所へも、

もう何年か経って少しお暇が出来る頃には、あの世からお父さんがお尻をたたきに來られるのではないのでしょうか。

富恵先生も学生時代に能管を習って居られたとかで、謡のほうも少しずつはじめられて居られる様ですから、そのうちに会員になって戴けるものと期待して居ります。ほかに名のりを上げていただいて、藤村先生を中心に何とか光市医謡会を継承して行って戴きたいものと節に願って居ります。

第五十九回 山口県医謡大会

引受 光・柳井医謡会

日時 平成十三年六月十七日(日) 午前十時始  
場所 光市虹ヶ浜三一九一十六 ホテル松原屋  
(電話 〇八三三―七一〇〇四七)

